

09 人事院勧告の主な内容

- 1、官民較差 ▲863 円 (▲0.22%) 民間より公務員のほうが高い
行政職：現行給与 391,770 円、平均 41.5 歳

* マイナス原資の配分
俸給▲596 円、住居手当▲209 円、はね返し分▲58 円

- 2、給料表の改定 月例給平均 ▲0.2%

※初任給を中心に若年層（行政職 1～3 級の一部、モデルで 30 才未満）は
マイナス改定は行わない

※05 人勧の「給与構造の見直し」に伴う「現給保障」の適用を受けている
者についても、▲0.24%の減額を行う

- 3、一時金カット 4.5 月 → 4.15 月 (▲0.35 月) 6 月期ですでに▲0.2 月

	6 月期	12 月期
本年度 期末手当	1.25 月 (支給済)	1.5 月 (現行 1.6 月)
勤勉手当	0.7 月 (支給済)	0.7 月 (現行 0.75 月)
22 年度 期末手当	1.25 月	1.5 月
勤勉手当	0.7 月	0.7 月

- 4、諸手当

- ① 住居手当：自宅にかかわる手当(2,500 円)を廃止
② 超過勤務手当
・労働基準法改正を踏まえ、月 60 時間を超える超過勤務についての支
給割合を 100 分の 125 → 100 分の 150 に

- 5、減額調整（遡及）

・4 月に遡り、調整率 0.24%で計算し、12 月の期末手当で減額調整を行う

※官民較差は 0.22%ですが、引き下げ対象外の若年層分も全体でカバーするた
め、調整率が 0.24%になります。

〈その他の事項〉

- 1、育児・介護支援策の推進（民間の育児介護休業法改正を踏まえて）

① 育児関係

・配偶者が育児休業をしている職員について育児休業等を行うこと
ができるよう、また、子の出生の日から一定期間内に最初の育児
休業をした場合には再び育児休業を行うことができるよう措置す
ることが適当として、法改正についての意見の申し出を行った

・子の看護休暇の期間等の拡充について措置していく
※民間の育児介護休業法では対象が小学校就学前(県は中学校就
学前)ではあるが、対象となる子どもが複数の場合は 10 日(県
は 6 日)となっています。

② 介護関係

・介護のための短期の休暇の制度の導入
※民間の育児介護休業法では対象が 1 人の場合 5 日、複数の場合
は 10 日の介護休暇を新設

- 2、定年延長

* 年金受給年齢の段階的引き上げに合わせて、公務員の定年も段階的
に 65 歳まで延長することが適当

* 具体的な検討課題

- ① 給与制度の見直し
→ 60 歳以降の水準引き下げや 60 歳前の給与カーブの見直
しによる総給与費の増大の抑制
② 組織活力を維持するための施策
→ 役職定年制の導入等
③ 特例的な定年の取り扱い
→ 加齢に伴い就労が厳しくなる職種の取り扱い等
④ その他
→ 短時間勤務制の導入、退職手当のあり方、定員上の扱い等

※平成 25 年度からの実施に向け、23 年中に法制整備が必要

【具体的には】

09 年度中に	57 歳以上の人	→	定年 60 歳
	56・55 歳の人	→	定年 61 歳
	54・53 歳の人	→	定年 62 歳
	52・51 歳の人	→	定年 63 歳
	50・49 歳の人	→	定年 64 歳
	48 歳以下の人	→	定年 65 歳

09年専従勧告 本俸・一時金とともにマイナス勧告! 平均で年間15万円の減額

県人事委員会への要求はがき行動を!

速報
NO. 12-①

通番 21号
2009. 8. 17

全教職員に
回覧してください。

人事院は、八月一日(火)に、国に対して国家公務員の給与に関する「勧告」を行いました。不況を口実に大企業が首切りや賃下げを強行する状況のもと、人事院は民間準拠に固執し、本俸・ボーナスともに引き下げる極めて不当な勧告を行いました。
本俸は平均で〇・二四％(約一、〇〇〇円)の引き下げ、ボーナスは六月期のマイナス〇・二五分を含めて、年間で〇・三五月の引き下げというところでもない勧告で、絶対に許すわけにはいきません。
今、たたかわれている総選挙で、雇用の確保、大幅賃上げなど労働者・国民の生活を守る政治を実現しましょう。

民間準拠に固執、代償機関の役割放棄!
住居手当(持ち家)も廃止

不況を口実に大企業が莫大な内部留保には手をつけず、労働者の首切り・賃下げを強引におしすすめている状況で、人事院は教職員の生活改善を願う要求に背を向け「民間賃金が下がっている」と民間準拠に固執した結果、年間平均で一五万円も減額するという、極めて不当な勧告を行いました。
具体的には、①本俸については、若年層(行政職一級・三級、標準モデルで三〇才未満)のマイナスは見送ったものの、現給保障者も含めて、平均で一、〇〇〇円の引き下げ、②一時金(ボーナス)については、民間と比較して公務員の方が〇・三五月高いとして、六月期のマイナス〇・二月に続いて、一二期期で、さらに〇・一五月の引き下げ、③持ち家に対する住居手当(国では月額二、五〇〇円、和歌山県では月額三、六〇〇円)の廃止などの内容です。(詳細は裏面参照)
国家公務員法は、人事院の役割について「給与その他の勤務条件の改善に関する勧告」人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護を」と明記され、労働基本権剥奪の代償措置である勧告制度を大きく逸脱するもので、絶対に許すことができません。この勧告で教職員の生活・労働条件に大きな影響を与えることは言うまでもありませんが、民間企業の中には「人準拠」という理由で賃下げが行われ、国民生活や民間給与に与える影響は甚大です。

育児・介護では前進! 定年延長も打ち出す!

民間に対する「育児介護休業法」改正を受け、公務員に対しても育児・介護支援策として、①夫婦同時の育児取得、②育児再取得条件の緩和、③子ども看護休暇の改善、④子ども看護休暇と同様の短期の介護休暇の創設などを打ち出しました。また、年金受給年齢が段階的に六五才に引き上げられることを踏まえて、公務員の定年延長の必要性についても「報告」という形で示されました。いずれも、今後、国会で法律の制定や改定が必要で、今後の国の動きを見ながら、県当局や県教委に対しても確定交渉で要求実現を迫っていくことが必要です。

総選挙で日本の政治を変えよう!

世界同時不況を克服するため、ヨーロッパやアメリカでは「庶民減税・資産増税」の政策を実行し、労働者・国民の所得を増やし、内需の拡大をめざしています。日本のように大企業や大金持ちに対する優遇税制には手をつけず、大企業による首切り・賃下げを容認し、痛みを労働者・国民に押しつけている国はありません。
八月三〇日投票の総選挙で、財界・大企業奉仕、労働者・国民いじめの日本の政治を根本から変えていきましょう。

**県人事委員会に「国に追随するな!」の
要求ジャンボはがきを!**

私たち県職員については一〇月中旬に「県人事委員会勧告」が出されます。県人勸に向けて、教育三者共闘(和教組・和高教・教育庁職組)では九月四日に人事委員会と交渉を行います。「国に追随した賃金引き下げ勧告はするな」の声を県下すべての分会から人事委員会に集中するため、同封のジャンボはがきに怒りや要求を記入して、九月一〇日までに、支部へ届けてください。(FAXでもOK)